

令和5年度 県の建設工事等に伴う事故発生状況一覧表 (令和6年3月末現在)

NO	発生日時	工事種別	事故概要	事故の原因等	防止対策
1 土 (1)	R5.04.10 9:15 架空物	道路	バックホウ(0.45m ³)をトレーラーで運搬中、高さ制限3.6mの鋼製シェッド天井部に接触した。 公衆災害 鋼製シェッド天井部損傷	・高さ制限3.6mであることは認識していたが、バックホウは0.45m ³ と小さく積載後の高さが3.6mを超えないとの思い込みが原因。	・日々のKY活動において、施工内容の作業打合せおよび車両や重機の規格・寸法の確認、現地確認を周知徹底する。 ・規格・寸法などを記載したチェック表を運転席に常備し、常に現地で点検確認できる体制を整えるとともに、一人作業は行わない ・高さ制限を確認するための鳥居枠を設置し、必ず枠を通過してからシェッドに向かうようにする。
2 農 (1)	R5.04.17 15:50 挟み込み	農地	ボーリング機械の移設作業中、ボーリングロッドを下降していたところ速度が低下した。ロッドが何かに接触したと考え下降中のロッドを手で揺すったところ、スピンドルとロッドホルダーで指を挟んだ。 業者人身 53歳 右中指開放骨折	・長年の経験による慣れにより、ボーリングマシンを運転しながら下降中のロッドに触れるという不注意が原因。	・「機械運転中に動作箇所には触らない」、「機械運転を止めてから次の作業にとりかかる」ことを徹底する。 ・スピンドルの下降限界とロッドホルダー間に離隔を設け物理的に手を挟まなくする。 ・遠隔監視システムを導入し速やかな状況把握、連絡体制の構築を図る。 ・社内情報共有システム等を活用し、全職員向けの状況報告及び注意喚起をおこなう。
3 土 (2)	R5.04.24 11:50 埋設物	道路	ガードレール施工のため、土中用支柱打ち込み作業を行っていたところ、上水道管(鑄鉄管φ100)に接触し損傷させた。 公衆物損 1軒断水 1時間40分	・前回工事において市立会いの下、試掘により埋設位置を確認し、現場路面にスプレー等で表示していたが、表示が失われ埋設位置が不明確になっていた。しかし改めて市水道工務課に埋設位置を確認せず、試掘時の記憶を基に施工を進めたこと。 ・管理者立合い時、埋設位置を記載した図面を作成していなかった。	・工事毎に水道管理者との確認結果、試掘結果を監督員へ報告することを徹底する。 ・工事毎に水道管の位置・影響確認を水道管理者に行うことを徹底する。 ・工事毎に水道管に影響のある工種の施工方法、防護方法を水道管理者と打合せし、その結果を発注者に報告する。 ・水道管に影響のある工種を施工する前に、現場で埋設位置の表示(再現)を徹底する。 ・試掘等で判明した管路位置等については、計画平面図、横断図に追記し現地に復元できるよう管理を徹底する。

令和5年度 県の建設工事等に伴う事故発生状況一覧表 (令和6年3月末現在)

NO	発生日時	工事種別	事故概要	事故の原因等	防止対策
4 土 (3)	R5.04.28 11:30 交通事故	道路	ガードレールに添架した工事案内看板に、通行中の一般2tトラック左側ミラーが接触した。 公衆物損 2tトラック左側ミラー接触	・工事案内看板をガードレール内側に片足をかけて設置していたが、ガードレール前面より約2.5cm 路肩内にはみ出していた。ガードレール前面の建築限界外に設置しなければならないという認識がなく、ガードレールに接して設置すればよいと誤認していたことが原因。	・工事看板が建築限界を侵していないか毎週月曜日の作業前にパトロールを行い確認する。
5 土 (4)	R5.05.15 14:30 草刈・除草	道路	片側交互通行規制で路肩を移動しながら肩掛け式草刈り機で除草中、ガードレールの支柱に飛び石が当たり、その跳ね返りで一般通行車両のボンネットが損傷した。 公衆物損 一般車両ボンネット損傷	・草刈り機作業員と除草防護板作業員が、適切な位置関係を保てなかった。 ・ガードレールの支柱に飛び石が当たったあとの、跳ね返りを予想していなかった。	・草刈り機の特性を踏まえ飛び石の飛ぶ方向を予測し、コの字型除草防護板作業員が草刈り機作業員との適切な位置関係を保持するよう徹底する。 ・KY時に危険箇所の周知を徹底する。
6 土 (5)	R5.05.17 15:30 架空物	道路	舗装版取壊し作業終了後、バックホウ(0.45m ³ 級)を施工範囲外に移動中、方向転換のため旋回したところNTT通信線に接触した。 公衆物損 NTT通信線たわみ	・重機を移動する際、施工範囲外のルート上支障物の認識が十分ではなかったこと。 ・旋回時に雪センサーを咄嗟に避けようとし、見張員の合図を待たず反対側へ旋回させてしまったこと。	・工事車両が移動する範囲は工事現場ととらえ、支障物を調べ作業員と情報を共有し、注意喚起を徹底する。 ・運転席に「動作伝達」「旋回合図確認」などの取り決め事項を掲示する。 ・旋回方向・合図等の取り決め事項について再確認を行い、オペレーターや見張員等に周知徹底を図る。
7 土 (6)	R5.05.20 12:00 建設機械	河川	田んぼにて仮設ヤード設置作業中、ミニバックホウ(0.1m ³ 級)を使用して敷き鉄板を吊り上げ旋回していたところ、片側履帯が足場の敷鉄板の上に乗っていなかったため、バランスを崩してミニバックホウが転倒した。 業者物損 バックホウ汚損	・仮設ヤード設置作業の手順を書面で作成していなかったこと。 ・重機が敷鉄板上に乗っているか確認を行う役割を決めていなかったこと。	・事前に作業手順を書面で作成し、作業員に共有する。 ・安全事項を確認する人を明確に定め、指差し確認等で確実に確認するようにする。

令和5年度 県の建設工事等に伴う事故発生状況一覧表 (令和6年3月末現在)

NO	発生日時	工事種別	事故概要	事故の原因等	防止対策
8 農 (2)	R5.05.29 16:30 建設機械	道路	作業終了後及び休工日に、工事用機械アスファルトフィニッシャー13t、マカダムローラー10t、タイヤローラー10t、振動ローラー3t及びバックホウ0.1m ³ 4t計5台を道路に駐機していたところ、路面を陥没させ、区画線を汚損した。 公衆物損 道路陥没2箇所 区画線汚損35m	・駐機場所は片側交互通行規制により施工区域内に設定されていたが認識していなかったこと。 ・道路管理者に協議を実施せず、重量がある工事用機械を一週間以上路肩に駐機するにもかかわらず道路路面への対策を行わなかったこと。 ・舗装陥没後、発注者及び道路管理者に報告せず独自の判断で応急復旧工事を施工したこと。	・駐機等の仮設計画について、発注者の考え方と必要な手続きを確認する。 ・必要な協議・手続き完了後、速やかに発注者に報告する。 ・道路の使用にあたっては必要な養生や安全施設の設置を道路管理者指示により実施する。 ・万一事故を起こした場合は、速やかに発注者・道路管理者に報告する。
9 都 (1)	R5.06.05 11:25 埋設物	建築	電気配管を埋設するためバックホウ(0.09m ³ 級)で掘削中、バケットで施設場内給水管継手部(HIVP φ50mm)を破損させた。 公衆物損 2棟断水 3時間5分	・給水管の埋設位置は既存完成図と異なっていたが、付近に給水管が埋設されていることは予見できたことから、「地下埋設物の事故防止マニュアル」に従い、掘削時に人力掘削を併用するなど慎重に行う必要があったにもかかわらず、安易に重機により掘削作業を行ったことが原因。	・想定外の位置にある埋設管損傷事故を防止するため、「地下埋設物の事故防止マニュアル」に従い、丁寧な試掘・現地確認を行うなどして埋設管の位置関係を調査し慎重に作業を行う。 ・既存完成図に埋設配管の標記がある場所は、その付近に配管があるものとして人力掘削作業により慎重に作業を行うよう、毎朝のKYミーティング等で作業員全員に周知徹底を行う。
10 都 (2)	R5.06.13 11:30 埋設物	道路	台付管の施工にあたり、0.45m ³ 級バックホウで床掘作業中、コンクリート塊が現れたため除去しようとバケットで起こしたところ、上水管(鑄鉄製75A)を巻きたてていたため破断した。 公衆物損 17軒断水 5時間15分	・施工時は試掘を実施することになっていたが、図面で確認した配管位置から離れていたため、試掘は不要としたこと。 ・共通仕様書1-1-30の20(2)「不明の地下埋設物等の処置」による現地確認を実施し管理者の特定をするなどの措置が取られなかったこと。	・事前調査による該当箇所に限らず、その周辺を掘削する場合でも、事前に管理者立会いのもと試掘を行う。また施工時においても管理者に立会い依頼を行う。 ・掘削時に想定していない物が現れた場合は作業を中断し、共通仕様書1-1-30の20(2)「不明の地下埋設物等の処置」による現地確認を実施し管理者の特定をするよう徹底する。

令和5年度 県の建設工事等に伴う事故発生状況一覧表 (令和6年3月末現在)

NO	発生日時	工事種別	事故概要	事故の原因等	防止対策
11 土 (7)	R5.06.21 16:55 架空物	砂防	<p>不要物を現場外に搬出するため、クレーン仕様バックホウ0.45m3級で鉄製かご吊り上げ移動中、高さ6.5mのNTT通信ケーブルに接触し損傷させた。</p> <p>公衆物損 NTT通信ケーブル損傷</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・下請負人に対し、現場の不要物撤去を指示したが、その具体的な作業方法までは確認しなかったこと。 ・重機のオペレーターは架空線との離隔について問題ないと誤認していたこと。 ・誘導員を配置していたが、重機オペレーターと同視線となったため、架空線への注意が疎かになったこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・下請負人に対し作業指示を行った際には、具体的な作業内容・段取り方法等を聞き取り、受注者はその作業時の注意点等を伝える。作業内容及び、KY活動において、こういった危険があるのかを周知、認識させる。 ・架空線の前後に単管パイプによる簡易ゲートを設置する。 ・架空線の周辺にロープと赤旗で目印を設置し見落としを防止する。 ・作業前に重機オペレーターと誘導員両者で打ち合わせを行い、死角となるポイントや必ず意識して欲しい点を共有した上で作業に臨む。
12 林 (1)	R5.06.28 15:30 架空物	治山	<p>作業が終了し、バックホウ(0.45m3級)を残土置き場へ駐機するため移動中、アームを上げた状態で転回前進した際にケーブルテレビ回線のハンガーケーブルに接触損傷させた。</p> <p>公衆物損 ケーブルテレビハンガーケーブル損傷(通信影響なし)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・監視員の指導の徹底がなされておらず、重機の安全停止までを見届けていなかったこと。 ・保護カバーや視覚的認識による架空線損傷に関する対策の不備。 	<ul style="list-style-type: none"> ・架空線への保護カバー設置の徹底。 ・工事現場の出入り口等における高さ制限装置の設置。 ・架空線等上空施設の位置を明示する看板等の設置。 ・カラーコーンを設置し、建設機械ブームの旋回・立入禁止区域を設ける。 ・架空線等事故防止チェックリストを必ず作成し、上空施設の事故防止に努める。 ・重機運転者は架空線付近で作業する際、監視員の合図なしでは重機を動かさない。また、監視員は重機の停止を確認するまで目を離さない。 ・ICT建機の搭載機能(作業範囲制限装置)を活用して、架空線付近での作業範囲を制限し制限範囲に近づくと自動停止する重機を使用する。

令和5年度 県の建設工事等に伴う事故発生状況一覧表 (令和6年3月末現在)

NO	発生日時	工事種別	事故概要	事故の原因等	防止対策
13 土 (8)	R5.06.30 18:30 転倒	道路	大雨による土砂流出の対応中、現場への道中に通行の支障となる倒木(直径5cm)を発見し切断していたところ、のこぎりにて切り落とす際に、左手で切断する幹を持って体を支えていた為、切断と同時にバランスを崩し腰から路面に落ちた際に左手をつき骨折した。 業者人身 22歳 左手第5基節骨骨折	・突発的な作業であり、安易に除去出来るかと判断し、必要な指差呼称による危険予知を行わないまま作業を開始してしまった。 ・本来は脚立による足場の確保など安全措置を講じるべきところ、被災者は安易な作業であるという意識に伴う不注意により足場の確保を行わず法面上で作業を進め、また切断側の幹で体を支えていたため切断と同時にバランスを崩し転倒した。	・突発作業が発生した場合においても、直ちに作業に取り掛からず指差呼称による危険予知活動の実施を徹底する。 ・足場の確保や工具の使用方法など基本的な動作を再教育するとともに、今回の事象を社内及び関係協力会社に情報共有し、安全教育を行う。
14 農 (3)	R5.07.01 11:55 工具・資材	その他	建物事前調査業務において、計測に使用する傾斜器を柱に立掛け部屋を調査していたところ、歩行時の振動により傾斜器が倒れ、床面を損傷させた。 公衆物損 床損傷1箇所	・傾斜器は自立しない機材で倒れることを想定して床面に置く等の措置を行わず、柱に立掛けた不安定な状態で傾斜測定とは別の作業を行っていたことが原因。	・機材を使用する調査作業は、一連の作業を連続で行う。 ・測定作業者は機材を保持した状態で測定のみを行い、写真撮影作業者が記録を行う。 ・測定時以外は測定機材を床に置かない。やむを得ず測定作業を中断する場合は、床に養生をして安定した状態で保管する。 ・調査作業員に経緯と再発防止策を周知する。
15 土 (9)	R5.07.03 11:40 埋設物	道路	舗装補修の路盤入替工事のため、バックホウ0.45m3級にて掘削中、個人宅への水道管の引込管を破損させた。 公衆物損 1軒断水 3時間52分	・試掘で上水道管の位置を確認しないまま、埋設物管理者の聞き取り結果を正しいと思い込んで施工を進めてしまったことが原因。	・管理者立ち合いの元、地下埋設物の試掘による確認を徹底する。(「地下埋設物の事故防止マニュアル」の徹底)
16 土 (10)	R5.07.04 16:00 埋設物	道路	0.45m3級バックホウのブレーカーを使用し、既設側溝を取壊し作業中、側溝直下に埋設されていた上水道管(φ150 鑄鉄管)にブレーカーが接触し破損漏水させた。 公衆物損 248軒断水 7時間	・埋設物管理者の聞き取り結果を正しいと思い込んで試掘で上水道管の位置を確認しないまま、施工を進めてしまったこと。 ・試掘調査を実施して上水道管が確認できなかったにもかかわらず、調査方法や調査位置等の詳細が発注者に報告されていなかったこと。	・埋設物管理者及び発注者の立会を求めて、必ず目視による確認を行う。 ・埋設物の位置が不明な場合は、調査方法や調査位置等の詳細について、必ず発注者に報告を行い、今後の対応を協議する。 ・KY活動における作業内容の点検項目に地下埋設物の位置確認を追加し、地下埋設物事故防止チェックリスト(地下埋設物の事故防止マニュアル)を活用した点検を徹底する。

令和5年度 県の建設工事等に伴う事故発生状況一覧表 (令和6年3月末現在)

NO	発生日時	工事種別	事故概要	事故の原因等	防止対策
17 土 (11)	R5.07.04 15:00 転倒	維持管理	<p>移動規制による片側交互通行規制にて路肩の刈草集草作業中、交通整理員が路肩と法面の間の段差で転倒し右足の小指を負傷した。</p> <p>業者人身 55歳 右第5中足骨骨折</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・移動している最中、足元は見ておらず、通行する車両に目を向けていたこと。 ・段差等のある位置を周知していなかったこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・段差等のある位置を周知するなど、当日の作業の内容とともに作業に潜む危険について周知徹底する。 ・路肩を歩くのではなく、規制している道路上や歩道を歩かせる。
18 土 (12)	R5.07.06 9:25 草刈・除草	維持管理	<p>刈払機で河川護岸法面の除草を行っていたところ、1匹の蜂が作業員の胸元にとまった。驚きエンジンを停止しないまま刈払機を肩から外し法面に置き、その場から逃げようとしたが、足を滑らせ転倒。その際、右足先と刈払機の回転する刃が接触し負傷した。</p> <p>業者人身 25歳 右第5足趾開放骨折 不全切断</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・蜂が身体にとまったことによりパニックとなり、冷静に判断することが出来なかった。 ・ハンドルの安全レバーを紐で固定するといった間違った操作方法により、刈払機が手から離れても安全装置が働かず（安衛法第20条、安衛則第28条違反）、刃の回転が弱まらなかったために、傷が重症化した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・日常の刈払機の整備点検を確認するとともに、特に安全装置が常に有効に作動するか整備点検する。 ・改めて本件災害を含む刈払機の使用についての安全教育を実施する。 ・作業員全員に害虫対策用防護頭巾と蜂専用殺虫剤を常備させるとともに、非定常作業（蜂）についての教育を実施する。 ・不安定な場所で作業する作業員は、滑り止め付きの靴を着用する。
19 土 (13)	R5.07.07 8:23 墜落・転落	道路	<p>移動式クレーンを使用したアンカー作業中、足場で作業していた作業員が本来のルートを通らず、手摺を乗り越えて足場から降りている途中、足を滑らせて約3m墜落した。</p> <p>業者人身 56歳 脾損傷 脾臓摘出 多発肋骨骨折 肺挫傷 血気胸</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・作業員の安全意識の欠如 ・移動式クレーンによる作業に係る労働者の配置及び指揮の系統が定められていなかった。（クレーン則第66条の2） ・元方事業者は、関係請負人及び関係請負人の労働者が、当該仕事に関し、安衛法又はこれに基づく命令の規定（クレーン規）に違反しないよう必要な指導を行なっていなかった。（安衛法第29条第1号） ・移動式クレーンを用いて作業を行うとき、移動式クレーンの運転について一定の合図を定め、合図を行う者を指名していたにもかかわらず、その者に合図を行わせていなかった。（クレーン則第71条第1項） 	<ul style="list-style-type: none"> ・安全教育による作業員の安全意識の向上 ・現場内安全対策の実施（昇降階段、法肩部単管バリケード、作業構台単管端部キャップ、谷側ロープ柵） ・クレーン作業計画の再策定（労働者の配置、指揮系統が適正に行われる作業計画の再構築）

令和5年度 県の建設工事等に伴う事故発生状況一覧表 (令和6年3月末現在)

NO	発生日時	工事種別	事故概要	事故の原因等	防止対策
20 都 (3)	R5.07.12 11:10 交通事故	建築	建設残土中の11tダンプが、片側2車線交差点第1車線を左折時、同時に第2車線を左折した自家用車と接触した。 業者物損 11tダンプ右前損傷	・現場は左折車線が2車線ある交差点であり、運転手はそれを十分認識していなかったこと。	・工事現場出入り箇所のみでなく搬送経路についても危険箇所を調査し、作成したハザードマップを従事作業員に周知する。
21 土 (14)	R5.07.14 14:40 草刈・除草	維持管理	草刈機で除草中、草刈機が跳ねた石がコンクリート擁壁に当たり、その跳ね返りで一般通行車両のフロントガラスを損傷した。 公衆物損 一般車両フロントガラス損傷	・草刈作業員とコの字型除草防護板作業員が適切な位置関係を保たれていなかったこと。 ・肩掛け式による除草作業の場合、飛び石防止のため地面から5cmの高さ(共通仕様書道路編第21節除草工)で刈る必要があったが、地面に近い位置で作業を行っていたこと。	・コの字型除草防護板作業員は、草刈機の特性を踏まえ、飛び石の方向を予測し、草刈機作業員との距離を適切な位置に保ち作業を行うよう徹底する。 ・刈高5cmで作業し、必要に応じて鎌での手刈り作業を行うよう徹底する。
22 林 (2)	R5.07.14 15:00 草刈・除草	林道	測量中、杭の視通を確保するため、周辺のササを鉋で刈っていたところ、誤って左手の甲を切創した。 業者人身 46歳 左手背破創	・鉋でササを刈る軌道内に左手があることで生じた事故で、本人の不注意が原因。	・鉋を振り下ろす先に手足を置かないことを徹底する。 ・草木・ササの切断に適した鎌を使用する。 ・柔軟で切断しにくい草木・ササを掴んで切る際は、鉋を脇の下から横に払うことにより、掴んでいる左手が鉋の軌道付近にこないようにする。 ・受傷軽減のため、鉋での作業が多い場合は耐切創手袋を使用する。
23 林 (3)	R5.07.17 16:50 転倒	治山	作業終了に向けて片付け・整理整頓中、打継目のアンカー鉄筋に躓き転倒しそうになったため、踏み込んだ際安全長靴内の鉄板が強く接触し、骨折及び脱臼した。 業者人身 28歳 右第2-4中足骨骨折 右第5関節脱臼	・安全な通路を設け、常時有効に保持せず、通路であることを示す表示がされていなかったこと。 ・作業終了間際の焦りと暑さによる疲労があったこと。	・カラーコーンやコーンバーにより仮設通路を確保し明示する。 ・アンカー鉄筋をリボンテープなどにより目立たせ、横断部の段差には保安テープを貼り、周囲には「足元注意喚起」プレートを設置し、目視で危険箇所を確認できる処置をする。 ・新規入場者教育時及び15時の休憩時に安全管理に対する注意喚起を行う。

令和5年度 県の建設工事等に伴う事故発生状況一覧表 (令和6年3月末現在)

NO	発生日時	工事種別	事故概要	事故の原因等	防止対策
24 土 (15)	R5.07.17 13:15 挟み込み	道路	<p>合材搬入作業中、搬入ダンプトラック(3t)が後退時ガードパイプ支柱に接触した。誘導していた作業員が、接触状況を確認するため、支柱と荷台の隙間に手をいれて確認したところ、ダンプトラックが前進し、左手薬指が荷台後部とガードパイプ支柱に挟まれた。</p> <p>業者人身 49歳 左環指挫減創</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・後方確認できていないにも関わらず、ダンプトラックを移動させたこと。 ・接触後、挟まれる危険性のある箇所不注意に手を近づけたこと。 ・ダンプトラックの誘導員と運転手の声掛け等が不足しており、十分な連携が取れていなかったこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ダンプトラックと構造物の間には立ち入らないことを徹底する。 ・重機の運転手は重機を移動する際に、四方の安全を確認し、作業員がいないことを確認する。 ・共同作業を行う場合は重機等の運転手は合図を確認するまで機械を絶対に動かさないように徹底する。 ・ダンプトラックの運転手は誘導なしでは絶対に後進しないよう徹底する。
25 土 (16)	R5.07.24 4:15 建設機械	河川	<p>60tクレーン車現場搬入時、仮設ヤードゲートが閉まっていたため一旦隣接地に停車。停車操作(電動パーキング)を怠りニュートラル状態で下車した。しかし停車位置に勾配があったため動き出し、ビニールハウスに衝突破損させた。</p> <p>公衆物損 ビニールハウス一部損傷</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・クレーン車搬入に関する打合せ事項について連携が悪く、打合せ事項と異なる作業を行ったこと。 ・請負業者不在であっても現場内に搬入するよう下請けに指示していたこと。 ・運転手の不注意により電動パーキングが掛かっていなかったこと。 ・特殊車両通行許可前の搬入作業実施、許可証の車両備付け不備など、車両搬入に係る一連の法令順守の意識が欠如していたこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・請負業者と下請負業者は、作業内容を前日に再確認し、その内容を作業員全員に共有されたことをチェックリストで確認する。 ・請負業者不在の状態でも現場内搬入しない。 ・特殊車両の停車措置について再教育するとともに、車内に注意喚起のシールを貼り、停車措置を徹底する。 ・特殊車両通行許可申請の状況確認を書面にて複数部署で確認する体制とし、許可日を確認した上で現場への搬入日を調整する。また、許可証の車両への備え付けについて再教育を行い徹底する。
26 農 (4)	R5.08.02 17:10 工具・資材	中山間	<p>ゲート取替施工にあたり、既設制水ゲートの戸当たりをサンダー(ディスクグラインダー)で切断していたところ、キックバックを起こし左手首甲側上部を切創した。</p> <p>業者人身 69歳 左前腕挫創</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・足場を組んでいたため、屈んだ状態で切断作業を行ったことから、サンダーの向きが若干下がったことが原因 	<ul style="list-style-type: none"> ・安定した体勢で作業ができるよう足場を調整する。 ・キックバックが起こった場合を想定して、手甲等保護具を装着して作業を行う。

令和5年度 県の建設工事等に伴う事故発生状況一覧表 (令和6年3月末現在)

NO	発生日時	工事種別	事故概要	事故の原因等	防止対策
27 土 (17)	R5.08.03 11:30 草刈・除草	維持管理	片側交互通行規制にて路肩の草刈り作業中、飛び石により通行中の一般車両運転席窓ガラスを破損させた。 公衆物損 一般車両運転席窓ガラス破損	・特記仕様書に記載されているコの字型の防護板を使用していなかったことが原因。	・コの字型防護板を使用し作業する。 ・防護板を草刈作業員へ近づけ、石等の飛散を防止する。 ・車両通行時はガードマンが笛を吹き注意喚起し、作業員は草刈り機を上げて刃が地面に入らないうちに石を飛ばさないように作業する。 ・草刈作業における安全教育訓練を実施し再発防止に努める。
28 土 (18)	R5.08.07 9:10 草刈・除草	維持管理	片側交互通行規制にて路肩の草刈り作業中、飛び石により通行中の一般車両左側を損傷させた。 公衆物損 一般車両左側損傷	・草刈作業員とコの字型除草防護板作業員が適切な位置関係を保たれていなかったこと。 ・防護柵のつなぎ目の隙間(約10mm)を塞いでいなかったこと。	・防護柵作業員は、草刈り機の特性を踏まえ、飛び石の方向を予測し、草刈り作業員との距離を適切な位置に保ち作業を行うように徹底する。 ・石を飛ばさないよう除草時の刈高は5cm程度空間を開けて作業を行う。 ・防護柵を飛び越えて事故が発生した可能性を考慮し、且つ作業員の安全を確保するため、防護柵の高さを180cmに変更して飛び越しの防止を図る。 ・防護柵のつなぎ目の隙間を塞ぐ養生を行う。
29 土 (19)	R5.08.07 10:00 草刈・除草	維持管理	堤防除草作業中、飛び石により隣接する住宅2階窓ガラスに穴が開いた。 公衆物損 民家ガラス1枚損傷	・作業場所が家屋に近接していたが、民地側に設置されていた高さ約2mの塀により、家屋に影響しないと判断し、飛散防止用ネットを使用する等の飛び石対策が不十分な状態だったこと。 ・除草作業前に法面の起伏や浮石等の状況を確認せず飛び石事故の可能性のある箇所を把握しなかったこと。	・作業範囲から15m以内に住宅や一般交通、第三者の立入りが想定される場所で除草を行う場合は、飛散防止用ネットの使用を徹底する。 ・事前に法面の起伏や浮石等の状況を確認し、現場状況の把握や浮石の除去等の対策を行った上で、除草作業を実施する。

令和5年度 県の建設工事等に伴う事故発生状況一覧表 (令和6年3月末現在)

NO	発生日時	工事種別	事故概要	事故の原因等	防止対策
30 土 (20)	R5.08.21 9:00 転倒	橋梁	橋梁塗装工事において足場撤去作業中、作業着手前の安全点検及び準備を行うため足場内を歩行していたところ、単管パイプを跨ぐ際に、上部の排水管に気を取られつまずき転倒した。 業者人身 64歳 左第5中足骨基部骨折 左足部捻挫	・作業現場を確認し指差呼称による危険予知を実施してから作業を開始することとしていたが、簡易な作業であると判断し、指差呼称による危険予知を行わなかったこと。 ・足場板を外し単管パイプが露出した障害物が多い状況で、複数作業により安全を確認しながら歩行すべきところ単独作業をしてしまったこと。	・作業着手前点検及び準備においても、直ちに作業に取り掛からず指差呼称による危険予知活動の実施を徹底する。 ・解体途中の箇所には安易に立ち入らないことを徹底する。 ・立入りが必要な時は複数人で安全を確保しながら進める。
31 土 (21)	R5.08.24 14:00 草刈・除草	維持管理	河川堤防除草作業中、飛び石により民家窓ガラスを損傷させた。 公衆物損 民家ガラス2枚損傷	・飛散防止ネットが草刈り機の刃の位置から離れ防護範囲を外れたこと。 ・法面の起伏や浮石等の状況を確認しておらず、飛び石の可能性を把握していなかったこと。 ・飛び石の可能性のある箇所では、草刈り機の回転数を抑えて施工すべきところ、回転数を抑えることなく当該箇所を施工していたこと。	・草刈り機と飛散防止ネットが適切な位置関係で連携して作業するよう徹底する。 ・住宅等に近接する箇所では、刈り高30cm程度に仮刈りを行い、飛散防止ネットを持つ作業員が草刈り機の位置の把握、追従がしやすいようにするとともに、法面の起伏や浮石等状況を確認する。 ・飛び石の可能性のある箇所では、草刈り機の回転数を抑えることを徹底する。
32 都 (4)	R5.08.31 10:00 建設機械	道路	側溝の埋戻し作業中、4tダンプで土を搬入してきた運転手をバックホウオペレーターが作業補助のために呼んだ。運転手はダンプから降車し0.2m3バックホウ後方で待機していたが、オペレーターが気付かずバックし作業員の右足と接触した。 業者人身 49歳 右腓骨骨折 腰部打撲	・作業員がバックホウオペレーターに認識させないまま死角となる稼働中のバックホウ後部直近で待機したこと。 ・バックホウオペレーターが周囲の事前確認をせず後退させたこと。 ・バックホウオペレーターと他の作業員の間で、事前の打合せと異なる作業を行う際の指示の出し方について、明確に認識を共有しておらず、合図、声掛けを怠り、各々の思い込みで行動してしまったこと。	・重機の作業範囲内に立入らない等の安全教育を改めて徹底し、作業員間の連絡・合図の徹底を指導する。 ・建設機械等の運転席に周囲確認の徹底を促す「かもしれカード」を設置する。 ・建設機械等の後部に周囲警戒のための「かもしれカード」、「注意喚起用マグネット」を設置する。

令和5年度 県の建設工事等に伴う事故発生状況一覧表 (令和6年3月末現在)

NO	発生日時	工事種別	事故概要	事故の原因等	防止対策
33 林 (4)	R5.09.06 10:30 墜落・転落	治山	足場資材を現場へ搬入するため、10tユニック車へ積込を行い、積荷を固定していたところ、積荷固定用のラッシングベルト締付作業中にベルトフックがユニック車の車体から外れ、その弾みで荷台から地面に転落した。 業者人身 47歳 むちうち損傷	<ul style="list-style-type: none"> 一人で荷物の積み下ろし作業を行っていたこと。 フック取付状態の確認を怠ったこと。 外れ止め金具の付いていないフックを使用していたこと。 	<ul style="list-style-type: none"> 作業は二名以上で行うこととし、ラッシングベルトの締付レバー操作者及び車体とベルトフックの接続状態の確認者を配置する。 外れ止め金具付フックを使用する。
34 土 (22)	R5.09.08 11:30 草刈・除草	維持管理	路肩の草刈り作業中、飛び石により通行中の一般車両左側後部窓ガラスを破損させた。 公衆物損 一般車両左側後部窓ガラス破損	<ul style="list-style-type: none"> 特記仕様書に記載されているコの字型の防護板を使用していなかったこと。 飛び石に対する注意喚起・周知がなされていなかったこと。 	<ul style="list-style-type: none"> 道路除草チェックリストの項目を順守し、コの字型防護板の使用を徹底する。 作業前に、刃の回転方向の確認と飛び石方向を予測した刈り方など周知徹底する。 飛び石により車両被害が想定される車道及び歩道の草刈では、ロータリーハサミ方式又はバリカン式の草刈機を使用する。
35 土 (23)	R5.09.11 9:10 埋設物	道路	水道管の存在を認識した上でコンクリート取壊し作業中、埋設シートが確認された位置を手掘りしても水道管がなかったことから、この位置に埋設されていないと判断し、重機での掘削に切り替えたところ、バックホウ(0.2m ³)のバケットで水道管(VP75)を破損させた。 公衆物損 6軒断水 2時間10分	<ul style="list-style-type: none"> 水道管経路図を受領していたことから、埋設物管理者との事前立会や、試掘を行う必要はないと判断したこと。 埋設シートを確認しながら判断を誤り、手掘り作業を重機による掘削に切り替えたこと。 KY活動で埋設物の破損に関する注意喚起していないこと。 	<ul style="list-style-type: none"> 「地下埋設物の事故防止マニュアル」に基づき、事前に地下埋設物管理者立ち合いの元、試掘作業を行い埋設物の確認を行ってから施工する。 地下埋設物チェックリストを作成する。 地下埋設物が近くにあるような箇所では、KY活動において各作業員全員に作業の注意事項を確認させる。 既設図面と施工位置のずれがある可能性を想定し、埋設シートが確認された時には、埋設物が確認されるまで手作業で掘削する。

令和5年度 県の建設工事等に伴う事故発生状況一覧表 (令和6年3月末現在)

NO	発生日時	工事種別	事故概要	事故の原因等	防止対策
36 林 (5)	R5.09.19 15:10 建設機械	治山	<p>作業道法面掘削において、残土搬出のため8tダンプトラックが待機中に運転手が降車した。BHオペレーターは無人のダンプトラックに土砂を積み込んだところ、パーキングブレーキの効きが甘く、ダンプトラックが動き出し路肩から谷へ転落した。</p> <p>業者物損 8tダンプトラック全損</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ダンプトラックの運転手は、18%の急勾配箇所で作業中であるにも関わらずエンジンをかけたまま車両から離れたこと。 ・パーキングブレーキのみの使用で、適切に駐車せず車両を離れたこと。 ・バックハウのオペレーターは、ダンプトラックの運転手が降車していることを認識ながら、無人状態のダンプトラックに土砂の積み込みを行ったこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ダンプトラック運転手は原則作業時降車しない。緊急で降車する場合は降車時ルールを徹底する。 ・現場での降車時ルールの再確認及び実演。また、ルールを車両内に明示し徹底する。(パーキングブレーキ→ハンドルを山側へ切る→エンジン停止→勾配と逆のギアを入れる→歯止め設置) ・駐車禁止や路肩注意などのセーフティコーンを設置し、危険箇所等を明示する。 ・バックハウのオペレーターは、作業前に必ず合図を送る。
37 農 (5)	R5.09.22 14:20 その他	里川	<p>深さ1.4m床掘り底部で配管作業中、法面崩壊により膝下まで土砂に埋まり転倒した。</p> <p>業者人身 69歳 腰椎破裂骨折</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂等が崩壊するおそれのある場所について、安衛法第21条第2項(安衛則第361条)に基づき、危険を防止するための措置が講じられていなかったこと。 ・深さ1.5mを超えていないものの、「斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン」に示されている調査・日常点検・危険防止措置を行い、斜面崩壊の前兆を見逃すことなく、土止めを設置するなど作業方法の検討が行われていなかったこと。 ・KY活動において、掘削作業に対する危険事項の検討がなされていなかったこと。 ・二人での作業中、一人が他作業のため離れているにも関わらず作業を継続したこと。 ・地山の掘削は、慣れた作業であったため、安全管理の徹底、慎重な作業管理が疎かになったこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・KY活動において、掘削作業に伴う危険事項の検討を行う。 ・「斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン」に基づいた調査・日常点検を実施する。 ・日常点検の結果を踏まえた危険防止措置を実施する。 ・日常点検表のいずれかの項目に該当する場合、又はその兆候がみられる場合は、即時に土止め支保工を実施する。 ・地山の掘削作業主任者及び土止め支保工作業主任者の選任及び職務履行を徹底する。 ・作業箇所等及び土止め支保工を点検する。 ・掘削作業時は、掘削深に関わらず作業員の他に、地山の安全監視者を含め3名以上で作業する。

令和5年度 県の建設工事等に伴う事故発生状況一覧表 (令和6年3月末現在)

NO	発生日時	工事種別	事故概要	事故の原因等	防止対策
38 林 (6)	R5.09.26 15:10 建設機械	林道	補強土壁の組立、まきだし敷均し転圧作業中、ハンドローラーを移動するためにエンジンを始動したところ、走行レバーが後進に入っていたためハンドローラーが自走し被災者は転倒、ローラー車輪の縁が両足に接触し負傷した。 業者人身 71歳 両下肢挫創	・ハンドローラーのハンドルを立てた状態で、走行レバーの位置を確認しないままエンジンの始動を行うという、誤った機械操作と確認を怠ったこと。	・安全装置付きのハンドローラー（走行レバーを中立にしないとエンジンが始動しない機種）を使用する。 ・ハンドローラー取扱の教育を行い、操作方法的再確認、事故防止対策の周知を行う。 ・ハンドローラーの操作レバーの位置を明示する。
39 都 (5)	R5.09.26 15:05 建設機械	道路	0.13m3級バックホウにて路盤整正作業後、移動・旋回したところ、歩行者用信号機にアームが接触しレンズが破損した。 公衆物損 歩行者用信号機レンズ破損（機能に支障なし）	・重機運転者が安全確認を怠ったこと。 ・誘導者が誘導を怠ったこと。	・支障物件には、目立つ箇所に注意看板を設け、注意喚起を行う。 ・重機運転者は誘導確認により操作を行い、誘導者は重機移動時には必ず誘導を行う。 ・KY活動において、当日の作業内容及び作業場所で想定される災害についての留意事項や注意点を作業前に確認徹底する。
40 都 (6)	R5.09.29 16:50 飛来物・落下物	道路	バックホウ（0.2m3）で取り壊した歩車道境界ブロックを4tダンプトラックに積み込む作業中、コンクリート殻の破片が跳ね、信号待ちをしていた乗用車のフロントガラスを損傷させた。 公衆物損 一般車両フロントガラス損傷	・コンクリート殻を積み込んだ際に、周りの状況を十分に確認せず実施したこと。	・通行車両が作業箇所の真横で停車しないよう、交通誘導員を配置し作業箇所より手前で停車させる。 ・積み込時に殻等が跳ね荷台から落下しないよう、ダンプトラックと一般車両通行帯との間に高さ2.5mの飛散防止ネットを設置する。
41 土 (24)	R5.10.06 16:10 墜落・転落	橋梁	吊り足場解体作業中、下請けの作業員が8m程度の高さから落下。 業者人身	調査中	調査中

令和5年度 県の建設工事等に伴う事故発生状況一覧表 (令和6年3月末現在)

NO	発生日時	工事種別	事故概要	事故の原因等	防止対策
42 土 (25)	R5. 10. 06 12:30 交通事故	道路	路側に設置してあった注意喚起看板が風により転倒し、通行中の一般トラック左側バンパーに接触損傷させた。 公衆物損 一般車両バンパー損傷	・重りが看板の端部に設置された上、カラーコーンの荷重がかかり、重心が偏っていたところに、風圧がかかったことが原因。	・看板の設置については、構造物（防護柵、グレーチング、歩車道境界ブロックの水抜き孔、仮設の単管又は木杭等）に固定することを原則とする。 ・固定が不可能な場合は、看板が安定する位置に重りを据え付け、転倒防止対策を行う。
43 都 (7)	R5. 10. 13 10:09 埋設物	設備	受電盤据付アンカーを穿孔中、ドリル切先にて既設特高制御線を損傷させ、その影響で全館停電させた。 公衆物損 ビル1棟停電（入居31団体） 2時間44分	・当該配管があることは図面で認識していたが、穿孔位置に埋め込まれていることはないと思い込み、配管を特定するための探査を行わず穿孔作業をしたこと。	・「地下埋設物・躯体埋込み配管等の事故防止マニュアル（営繕版）」にあるチェックリストを使用して確認、調査結果を報告し、監督職員の立会のもと施工する。 ・アンカー施工する箇所すべてにおいて探査機を使用した非破壊検査を行う。 ・躯体埋込み配管等の確認位置にはチョーク、テープ等で目印を設け、KY活動において各作業員全員に作業の注意事項を確認させる。 ・作業者は、近接作業前に再度、躯体埋込み配管等の位置などを確認し、慎重に作業を行う。 ・工種が変わる毎に、事前に当該工種に関して安全教育を行う。
44 都 (8)	R5. 10. 24 9:00 挟み込み	公園	クレーン機能付バックホウで鉄板を移動する作業中、玉掛作業員がバックホウに吊り上げの合図をした後に、フックにワイヤーが十分な状態で掛かっていないことに気づき、掛け直そうととっさに手を出し、ワイヤーとフックに左手人差し指を挟み負傷した。 業者人身 38歳 左示指挫創	・玉掛け時にフックにワイヤーが掛かっていない事に気づかなかったこと。 ・不注意から吊り上げ合図後に手を入れてしまったこと。 ・吊り荷から離れた状態で合図を行わなかったこと。 ・合図要員を配置しなかったこと。	・玉掛け作業手順について、関係者全員に再教育する。 ・玉掛け者とは別に合図要員を配置、吊り荷を吊り上げるときは3m以上離れる。 ・吊り上げ時の合図方法の標識を配置し合図者・オペレーター双方の意思統一を図る取り組みを実施する。

令和5年度 県の建設工事等に伴う事故発生状況一覧表 (令和6年3月末現在)

NO	発生日時	工事種別	事故概要	事故の原因等	防止対策
45 都 (9)	R5.11.06 9:30 工具・資材	道路	<p>集水桝側壁開口部の調整のため、サンダー（ディスクグラインダー）にて、側壁の削り込み中、キックバックを起こし、その衝撃で手から離れた機器が左足膝上に落ち負傷した。</p> <p>業者人身 52歳 左膝部挫創、左内側広筋部分損傷</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・切削機器の掴みが緩く、普段作業による慣れから油断が生じていたこと。 ・切削機器を落とした時に逃げることのできない作業体勢であったにも関わらず、保護具は手甲のみで胴体・下半身等の保護具を装着していなかったこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・耐切創用前掛けを使用させる。 ・安全教育を再徹底するとともに、作業時には、手元を十分に確認し必ず両手で強く持って作業するよう指導を徹底する。
46 土 (26)	R5.11.06 13:30 草刈・除草	河川	<p>BH（0.45m3級）に草刈用アタッチメントを装着し除草作業を行っていたところ、刈刃を固定するボルトが破断し刈刃が約380m飛散。民家のカーポート及び窓枠を損傷させた。</p> <p>公衆物損 カーポート及び窓枠破損</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・メーカーは本件の様な部品の脱落、飛散の危険を想定していなかったこと。 ・受注者は使用機械の選定に際して、万一の部品脱落により、その部品が飛散する可能性や危険性を想定することなく、当該機械を選定し使用したこと。 ・現場の事前調査を行ったが、繁茂した草の中の転石を発見できず、転石の位置を把握しないまま作業を行い、大型草刈機の刈刃を転石に接触させ、機械を破損させたこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今回使用した大型草刈機（ロータリーカッター式）は使用禁止とする。 ・特殊な機械（工法）を使用する場合は、施工計画書に記載し発注者の承諾を得る。 ・草の繁茂により十分な事前調査ができない場合は、高い位置で一次除草を行った上で、地表の浮石や障害物の調査を行うなど、事前に十分な調査を行った上で作業に着手する。 ・機械の破損が生じたときは所在を確認することを徹底し、発見されない場合は発注者へ速やかに報告を行うと共に、警察署へ紛失物の届け出を行う。 ・重機やアタッチメントを使用する際は取り扱い説明書を熟読し、安全対策の把握を行うとともに想定外のトラブルの発生も考慮する。
47 都 (10)	R5.11.06 18:00 転倒	設備	<p>掘削埋戻し後、碎石路盤にて仮復旧していた。歩行者が通行できるよう、ゴムシートを敷いて危険箇所をコーンバーで区画養生し一般開放していたが、通行を想定していない箇所を被害者が通行し転倒した。</p> <p>公衆物損 スラックス破損</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・コーンバーによる安全な歩行箇所への誘導が不十分であり、発光表示などで段差を気づきやすくすることや、転倒注意などの看板や張り紙等が掲示されていなかったこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「足元注意」や「進入禁止」等の注意表示を徹底する。 ・出入口等に工事箇所や注意喚起の張り紙をし周知を徹底して行う。 ・安全な歩行箇所へ確実に誘導できるようにコーンバーやバリケード等の区画を設ける。 ・仮設照明等を設置し、常に注意喚起を行う。

令和5年度 県の建設工事等に伴う事故発生状況一覧表 (令和6年3月末現在)

NO	発生日時	工事種別	事故概要	事故の原因等	防止対策
48 土 (27)	R5. 11. 13 16:15 転倒	道路	歩道舗装（インターロッキング）を切断するため、切断機からホースで車道排水柵へ排水していたところ、通行中の自転車が排水ホースに乗上げ転倒、左目の上を裂傷した。 公衆人身 65歳 左目上裂傷	・ 施工計画どおりセーフティコーンが配置されておらず、施工範囲への立入り禁止措置ができていなかったこと。 ・ 自転車に対し交通誘導員Aが声掛けしたが、交通誘導員Bは別の歩行者の対応をしており、自転車に気が付かなかったため、適切に誘導できなかったこと。	・ 工事施工範囲をセーフティコーン及びコーンパーで囲い、現場条件に応じた規制方法できめ細やかな安全対策を講じる。 ・ 案内看板・矢印板を設置し、安全な歩行者通路を確保する。 ・ 監視者を配置し、安全施設の適正配置を行うとともに、ホースが障害物とならないように整理する。 ・ 工事主任者・作業員・交通誘導員の打合せを密にし、交通処理方法・安全施設及び使用機械の配置位置・施工範囲を決定し、全員に周知する。
49 土 (28)	R5. 11. 21 11:36 架空物	道路	当初予定にない現場内除雪作業のためにバックホウ（0.7m3級）移動中、NTT支線に接触。そのまま気がつかず前進したため支線及び支線柱を破損。 公衆物損 NTT支線及び支線柱破損（通信障害なし）	・ 予定にない施工箇所間の架空線施設であったため「架空線等上空施設の事故防止マニュアル」チェックリストによる確認をしていなかったこと。 ・ 防護カバーの設置や看板による注意喚起等の対策が未実施だったこと。 ・ 危険予知活動や作業指示書においても触れず、誘導員配置無しでの作業となっていたこと。	・ 「架空線等上空施設の事故防止マニュアル」を徹底する。 ・ 各架空線へ保護カバー等目印を設置する。 ・ 各架空線直下へ注意喚起看板やのぼりを設置する。 ・ 架空線及び支線周辺でのバックホウ作業または移動の際における誘導員の配置を徹底する。
50 土 (29)	R5. 11. 27 15:20 建設機械	河川	支保材を組立後、移動式クレーン（BH0.45m3級）にて吊上げたところ、置かれていた支保材と接触し大きく振れた。オペレーターはとっさにアームを反対方向に動かしたところ作業員の腕に支保材が接触負傷した。 業者人身 57歳 右前腕挫創	・ 支保材設置の作業手順書や車両系建設機械作業計画書を作成しておらず、具体的な作業内容を決めていなかったこと。 ・ 吊り荷が振れる可能性を想定していなかったため、作業員は安全な場所まで退避していなかった。またオペレーターも一旦停止させずに吊り上げたこと。 ・ 作業に関係のない支保材が置かれていたため、支保材同士が接触したこと。	・ 事前に作業手順書、車両系建設機械作業計画書を書面で作成し、作業員に共有周知する。 ・ 吊り荷が振れる範囲を確認し、安全な場所まで退避する。また、3・3・3運動を徹底する（30cm吊り上げ、3秒停止、吊り荷から3m離れる）。 ・ 作業に関係のない資材は、作業員の退避箇所を含む、連結・吊り上げ作業の妨げとならない位置に配置する。

令和5年度 県の建設工事等に伴う事故発生状況一覧表 (令和6年3月末現在)

NO	発生日時	工事種別	事故概要	事故の原因等	防止対策
51 土 (30)	R5.12.5 不明 草刈・除草	河川	堤防除草作業中、飛石により、民家の窓ガラス及び一般車両後部ガラスを破損させた。 公衆物損 民家窓ガラス及び一般車両後部ガラス破損	<ul style="list-style-type: none"> ・想定外の飛石に対する防御を怠ったこと。 ・駐車車両に対する防御を怠ったこと。 ・地表近くまで刈り込んだため、除去しきれない石により飛石を発生させたこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・作業範囲から30m以内に住宅や一般交通がある、又は第三者の立入りが想定される場所で除草を行う場合に飛散防止ネットの使用を徹底する。 ・作業範囲から30m以内にある被害を及ぼす可能性のある対象物を把握する。 ・飛び石の方向を想定した上で、対象物を防御するために必要となる飛散防止用ネットの移動方向を作業員全員に周知する。 ・除草箇所の横方向以外への飛石に対応するため、Lの字型の飛散防止ネットを使用したり、複数方向に設置する。 ・刈刃が地表と接触することを防止するため、スペーサーを取付け離隔を確保する。
52 農 (6)	R5.12.6 16:10 建設機械	農道	作業終了後アスファルトフィニッシャー自走回送中、後方から自転車が接近してきたため、路肩に寄せ停車した。自転車が通過したのち、車輪位置、舵角の確認を怠って発進したところ、左前輪が路肩から転落し、アスファルト舗装と土羽法面を一部損傷した。 公衆物損 アスファルト舗装及び土羽損傷	<ul style="list-style-type: none"> ・路肩に寄せすぎて停車し、再発進時に車輪の位置、舵角の確認を怠ったこと。 ・運転操作が未熟であったため、重機固有の特性（ハンドルの角度）を把握できていなかったこと。 ・工事車両が通行する路線の路面や路肩の状況を把握していなかったこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・アスファルトフィニッシャーの発進時には降車し、車輪の位置・舵角及び前後左右の安全を確認する。 ・若年オペレーターに機械の安全な操作や道路の走行、機種ごとの特性について再教育を行い、技量の向上を図る。 ・工事車両が通行する路線は事前及び日常的に保安設備や車両運行状況を巡回監視するとともに、同時に路面・路肩の状態も点検する。
53 土 (31)	R5.12.11 11:00 建設機械	道路	路面切削機が後退中、誘導員が止まれと声を発したが、聞こえづらくオペレーターの反応が遅れブロック塀に衝突破損させた。 公衆物損 民家ブロック塀破損	<ul style="list-style-type: none"> ・止まれの合図の際、切削機の機械音などで聞こえづらく、オペレーターにうまく伝わらなかったこと。 ・右座席で運転しており、運転席の位置が適切でなかったこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・作業員間の連絡・合図の方法を徹底確認する。 ・路面切削機オペレーターの運転位置を再確認する。 ・重機のブレーキを早めにかけるよう、徹底・再確認する。 ・誘導の際は笛を使用する。

令和5年度 県の建設工事等に伴う事故発生状況一覧表 (令和6年3月末現在)

NO	発生日時	工事種別	事故概要	事故の原因等	防止対策
54 土 (32)	R5.12.14 10:00 墜落・転落	道路	三脚脚立(3.6m)に上りポールチェーンソー(2.9m)を使用し高さ6mの枝を伐採作業中、伐採した枝がツルに絡まって宙吊りとなったためツルを切ったところ、落下した枝が脚立に当たり脚立ごと転落転倒した。 業者人身 25歳 右橈骨頭骨折	<ul style="list-style-type: none"> 作業員欠勤により作業内容に適した作業体制ではなかったこと。 補助員は枝が伐採されたことから脚立の支えをやめ、伐採作業員も補助員の存在を確認せずにツルの切断作業に入っており、両者の連携が不足していたこと。 監督員が別車両対応のため一時的に現場から離れたこと。 自己判断でツルを切断したこと。 	<ul style="list-style-type: none"> 人数に合わせた作業計画とする。 2m以上の高所は原則として高所作業車を使用する。 脚立を使用する場合、補助員は作業員が完全に降りるまで必ず支え、作業員も補助員が脚立を支えていることを確認し作業に入る。なお、動作を声に出して相互に確認する。 監督員が現場を離れる場合は、作業を中断する。 想定外のことが起きた場合は作業を一旦止め、作業方法を再確認したのち作業を再開する。
55 農 (7)	R5.12.14 16:30 架空物	農地	路面復旧作業中移動したところ、バックホウ(0.2m3級)のアームがNTT引張線に接触、引張線に引っ張られNTT光ケーブルが切断された。 公衆物損 NTT引込線切断 1戸43時間15分不通	<ul style="list-style-type: none"> 架空線に目印や防護管がついていなかったこと。 バックホウ運転手及び手元の作業員は路盤不陸整正に意識が集中し架空線への注意が欠落していたこと。 監視員が常駐していなかったこと 	<ul style="list-style-type: none"> 架空線近傍で重機を使用する作業を行う場合は、必ず監視員を設置する。 架空線には目印または防護管を付けるなど視認性を高める。 現場内には架空線注意看板を設置するなど作業員へ架空線への注意を促す。 バックホウのアームは、架空線から50cm以上離して作業を行う。
56 農 (8)	R5.12.18 9:45 架空物	農地	仮設用の敷鉄板を敷設作業中、クレーン機能付バックホウ(0.45m3級)が旋回する際、NTT架空線にアームが接触切断した。 公衆物損 NTT通信線切断 1戸4時間37分不通	<ul style="list-style-type: none"> オペレーターが太陽光により幻惑されたこと。 誘導員は大声で静止したが、オペレーターは聞き取れなかったこと。 	<ul style="list-style-type: none"> 専任の誘導員を配置する。 誘導員に電子ホイッスル(120dB)を携行させる。 架空線を元の高さより1.5m上げる。 架空線等に対する注意幟を設置する。

令和5年度 県の建設工事等に伴う事故発生状況一覧表 (令和6年3月末現在)

NO	発生日時	工事種別	事故概要	事故の原因等	防止対策
57 土 (33)	R5.12.18 11:30 その他	砂防	<p>型枠組立作業中、型枠内へ資材を運び入れる作業をパイプサポート型枠支保に乗って行っていた。資材を手渡すために移動したところ、パイプサポートの締め付けネジ部を踏みネジが回転して足を踏み外しパイプサポート金具で負傷した。</p> <p>業者人身 55歳 右下腿裂創</p>	<ul style="list-style-type: none"> 撤去予定であったパイプサポートが残置された状態で作業を行ったこと。 足場では無いパイプサポートに乗って作業を行ったこと。 	<ul style="list-style-type: none"> 不要資材の撤去および場内の整理・整頓を確実に行う。 KY活動時、全員で作業手順を徹底する。 安全に搬入作業が行えるよう足場等の整備を徹底する。
58 土 (34)	R5.12.18 11:30 工具・資材	道路	<p>伐採した枝を片手でチェーンソー使用し小割作業していたところ、キックバックし左手甲を裂傷した。</p> <p>業者人身 55歳 左手背切創 筋断裂 動脈損傷</p>	<ul style="list-style-type: none"> 片手での切断作業であったが、両手用のチェーンソーを使用したこと。 特別教育修了者ではない作業員が配置されたこと。 両手で操作するところを片手で操作し、キックバックが起こりやすい歯の先端で切断したこと。 	<ul style="list-style-type: none"> 片手での切断作業となる場合は、手のこ・なた等を使用する。 片手で機械による作業となる場合は、片手で安全カバーを有しているチェーンソーを使用する。 チェーンソーを使用する場合は、特別教育修了者を配置する。 作業手順書により、作業前にチェーンソーの操作方法（両手による操作、歯の根元で切断等）の確認を徹底する。 耐切創性手袋を着用する。
59 土 (35)	R5.12.20 19:50 墜落・転落	河川	<p>橋台施工にあたり仮設歩道（幅員約2.5m）を設置していた。高校生が自転車に乗車し通行中、対向者に譲るため左端に寄って停止したところ、バランスを崩して転倒し水路内（幅約70cm、深さ約2.8m）に転落負傷した。</p> <p>公衆人身 18歳 第11・12胸椎圧迫骨折</p>	<ul style="list-style-type: none"> 従来民地へ乗り入れをしていた箇所、隣接する水路にフェンス等がない開口部（約70cm）だったことから、通行者が転落する危険性を想定できなかったこと。 	<ul style="list-style-type: none"> 工事用スポットライトを増設。 既設歩道端部への着色とすりつけ舗装を改善。 路面に進行方向やセンターを明示。 仮囲いを視認性の高いフェンスに変更し、通行注意の予告看板や仮設歩道レイアウト図を設置。 仮設歩道への進入部に巻き込み線を明示。 歩道と水路の間の隙間を封鎖。 自転車降車通行をお願いする看板を設置。 転落した箇所に工事灯とフェンスを設置。

令和5年度 県の建設工事等に伴う事故発生状況一覧表 (令和6年3月末現在)

NO	発生日時	工事種別	事故概要	事故の原因等	防止対策
60 都 (11)	R5.12.21 11:10 建設機械	道路	<p>統合柱の設置を行うにあたり、13t吊りクレーンにて縦起こしする際に、吊り荷が予期せぬ回転を起こし、看板の支柱に接触損傷を与えた。</p> <p>公衆物損 看板損傷</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ブームの起こしと巻き上げの運動ができていなかったため、斜め吊りの状態となり、支点を中心に柱が回ったこと。 ・作業計画書に記載の介錯ロープが使用されていなかったこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現場状況に応じて可能な限り、クレーン正面での直方向での縦起こし作業を実施する。 ・介錯ロープを使用する。
61 土 (36)	R6.1.16 11:05 交通事故	道路	<p>橋梁点検車による点検のため片側交互通行規制を行っていたところ、歩道内(車道寄り)に設置した工事看板が強風に煽られて車道側に転倒し、走行車両の左側フロントバンパー部分に接触した。</p> <p>公衆物損 一般車両バンパー損傷</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・風速10m/s程度までは通常実施している重石3袋(18kg相当)で対応可能という認識があり、番線等で道路付属物等に固定するなど十分な対策がなされなかったこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・付近に工事看板を固定できる道路付属物等がある場合は、重石に加えて枠を被覆番線で付属物に複数結束し、転倒対策を強化する。
62 農 (9)	R6.1.22 9:00 建設機械	農地	<p>水路沿い管理道を使い、不整地運搬車(最大積載量0.99t)で砂を運搬中、集水柵を避けようと路肩に寄りすぎ、路肩が崩壊し約3m転落した。</p> <p>業者人身 75歳 肺挫傷 肋骨多発骨折 左尺骨骨折等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・労働安全衛生規則第三十六条第五号の三に定められている特別教育を受講していない作業員に運搬業務を行わせていたこと。 ・危険性の高い箇所では不整地運搬車を使用して作業を行う際の作業計画が策定されていなかったこと。 ・作業前に行った仮設道路の点検が不十分であったため、路肩が緩んでいたことに気が付かなかったこと。 ・管理道の幅が狭くなっている部分を、誘導者を配置せずに通行させていたこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・不整地運搬車を運転するものは、運転技能講習修了者(最大積載量1t以上)もしくは特別教育受講者(最大積載量1t未満)とする。 ・崩落の危険性が高い箇所は、路肩に杭及び表示テープを設置するとともに、集水柵及び配管上に敷鉄板等を設置し、路肩に寄らないよう注意喚起を図る。また作業計画を策定し、作業指揮者によって指揮を行う。 ・作業開始前に仮設道路の点検を行い、作業員に安全留意事項の確認を行う。 ・重機が転倒又は転落の危険が生ずるおそれのある時は、誘導者を配置する。

令和5年度 県の建設工事等に伴う事故発生状況一覧表 (令和6年3月末現在)

NO	発生日時	工事種別	事故概要	事故の原因等	防止対策
63 土 (37)	R6.1.26 8:30 工具・資材	砂防	現場休憩所鍵穴の凍結を、ガストーチを使用して溶かした。開錠後ガストーチを持ち上げた際、まだ高温状態の先端部分を触ったため熱傷を負った。 業者人身 19歳 右手2度熱傷	・ガストーチの使用に不慣れであり、加熱された先端部分に不用意に触れたこと。	・ドアノブのカギ穴が凍結しない様、布でカバーする等、凍結防止に努める。 ・凍結した場合は解氷スプレー等を使用するよう、周知徹底する。 ・ガストーチの使用について、保護手袋等の着用等作業手順書を作成し、現場に従事する作業員等に周知徹底する。
64 都 (12)	R6.2.2 8:50 挟み込み	上下水	クレーン付きトラックから荷卸しを行う際、地切り時に吊荷（水道管（ダクタイル 鑄鉄管 口径600mm）に荷ぶれが発生したため、現場代理人はそれを止めようと思わず手を出し、トラック荷台背面と水道管の間に指が挟まれ負傷した。 業者人身 47歳 左小指切創開放骨折	・本来納品業者に全てを任せるべきであったが、荷ぶれが発生し納品される水道管に傷がつくのを防ぐため、とっさに手が出してしまったこと。 ・このような不安全行動をとったことを本人が認めていることから本人の不注意によるものである。 ・荷卸し作業は「ダクタイル鉄管布設工事標準マニュアル（一般社団法人日本ダクタイル鉄管協会）」等で示されている手法に則っており、玉掛及びクレーン作業そのものは問題なかった。	・作業を監視及び指揮する立場の人間が作業を手伝うことのないよう徹底する。
65 土 (38)	R6.1.13 0:50 交通事故	道路	4車線通路において、凍結防止剤散布作業中に第1走行車線から第2走行車線に車線変更しようとした際に、第2走行車線を後方より走行してきた一般車両に気付かず、一般車両の左後方に2tトラックの右前方が接触した。 業者物損 一般車 左後方損傷	・道路交通法を遵守せず、第1走行車線から転回しようとしたこと及び、深夜の作業で一般車両の走行が少ない時間であるとの油断があったことが原因。	・道路交通法の遵守について再発防止会議を実施し社員に徹底させる。 ・作業開始前に各班ごとに再発防止会議を行い、作業箇所に応じた転回ルート・方法を確認する。 ・作業時に使用する2tトラックを小回りの利く車両に変更する。

令和5年度 県の建設工事等に伴う事故発生状況一覧表 (令和6年3月末現在)

NO	発生日時	工事種別	事故概要	事故の原因等	防止対策
66 土 (39)	R6.2.7 15:50 工具・資材	砂防	<p>既設根固めブロック撤去のため、ディスクグラインダを用い連結鉄筋を切断する作業を行っていた。根固めブロック上を移動時、スイッチを切ることなく回転中のディスクグラインダを右手に持ったまま、雨で滑りやすくなっていたブロック上で転倒した。その際、回転する砥石が右足ふくらはぎに接触し負傷した。</p> <p>業者人身 75歳 右下腿挫滅創</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ディスクグラインダの取扱注意事項に反し、使用しない時にスイッチを切らず、電源につながった状態で運んだこと。 ・電動鉄筋カッターを選定しなかったこと。 ・ブロックが不規則に重なったままブロック上から作業を行わせたこと。 ・雨で滑りやすい状態であったブロック上を不用意に移動したこと。 ・高齢作業員に対して、現場管理者や近傍作業員が作業状況を確認するなどの配慮が不足していたこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・取扱い基本事項から注意事項全てを確認し、作業員へ再教育する。 ・危険リスクの低い工具を選定して使用させる。 ・足元の安全が確保されていない場所に対し、立入禁止を明示する。 ・KY活動および朝礼時に、人力作業内容とその個所の足元を含めた安全環境を再確認する。 ・高齢作業員は、現場管理者および近傍作業員が状況を適切に把握し、安全作業が行えていることの確認を徹底する。
67 土 (40)	R6.2.14 9:10 交通事故	砂防	<p>観測機器の保守点検を行うため、軽貨物自動車を狭い駐車スペースぎりぎりに止めようとしたところ、ブレーキとアクセルを踏み間違え、工事の仮設プレハブ建物に衝突した。</p> <p>業者物損 プレハブ小屋1棟全損</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・点検作業は2人で行っていたが先に1人で車両を移動させたため、誘導者がいなかったこと。 ・車両が通行の支障とならないようぎりぎりまで駐車しようとしたこと。 ・ブレーキとアクセルを踏み間違えたことでパニックを起こしたこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車スペースに余裕がない場合は駐車しない。 ・2人以上で作業に従事する場合は、必ず運転手以外の者が誘導を行う。 ・1人で作業に従事する場合は、前もって安全に駐車できる範囲にバリケードを設置した後、駐車する。
68 農 (10)	R6.2.19 11:25 工具・資材	農地	<p>可動椅子に腰かけ高圧(140Mpa)洗浄作業中、ホースが椅子の肘掛に引っ掛かり、外そうと体を捻ったところ高圧洗浄水が左太腿に直撃した。</p> <p>業者人身 43歳 左大腿挫創</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ホースの移動修正は補助員に任せるべきだったこと。 ・作業を中断するときに運転停止をしなかったこと。 ・可動椅子を使用するべきではなかったこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・作業前のKY活動時に、補助員の具体的な作業内容を確認し、声掛け連携をする。 ・作業を中断するときは運転停止を徹底する。 ・チェーンソー用の防護チャップスを使用する。

令和5年度 県の建設工事等に伴う事故発生状況一覧表 (令和6年3月末現在)

NO	発生日時	工事種別	事故概要	事故の原因等	防止対策
69 林 (7)	R6.2.21 12:10 墜落・転落	治山	足場工2名で解体作業中、部材を下部作業員に渡すとき距離があるため邪魔となる安全帯を外し、足場板に片足を掛けたところ両端固定されていなかったため、バランスを崩し約3m落下した。 業者人身 42歳 右橈骨遠位端関節内骨折	<ul style="list-style-type: none"> ・安衛法第20条第1号(安衛則第563号第3条第1項)に基づき、要求性能墜落制止用器具を安全に取り付けるための設備等を設け、かつ労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる措置又はこれと同等以上の効果を有する措置を講じていなかったこと。 ・安衛法第14条(安衛則第566条第4号)に基づき、足場の組立等作業主任者に要求性能墜落制止用器具の使用状況を監視させていなかったこと。 ・安衛法第20条第1号(安衛則第562号第3項)作業床の最大積載荷重を労働者に周知させていないこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・親綱やセーフティロックを設置する。 ・足場作業主任者による監視を徹底する。 ・作業床の最大積載荷重を周知し看板を設置する。 ・深さ1.5mを超える箇所は梯子や安全通路を設置し、作業者に周知徹底する。 ・足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務には特別教育を受けたものを従事させるよう徹底する。 ・手すりや足場板を外した際の墜落防止対策を計画することを徹底する。 ・新規格の安全帯にすべて更新する。
70 土 (41)	R6.2.20 13:00 その他	砂防	コンクリートブロック護岸工事において床掘完了後、降雨により隣接した倉庫の基礎擁壁が滑動し、倉庫2棟が不安定な状態となった。 公衆災害 倉庫2棟基礎滑動	<ul style="list-style-type: none"> ・建物と近接し損害を与える危険性を認識しているにもかかわらず、工法や施工方法に関する協議を行わなかったこと。 ・降雨に対する浸水対策が不十分だったこと。 ・施工方法の検討が不足していたこと。 ・大雨の時は仮設締切の一部開放を計画していたが、対応できなかったこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・土質が悪く掘削法面が崩壊する恐れがある場合は、モルタル吹付などの工法を検討するとともに、発注者と協議する。 ・建物と近接した個所は施工区間を細分化する。 ・雨量や水位を常に把握し、水位の上昇が予想される場合は仮締切を一部開放する。
71 土 (42)	R6.3.4 11:00 架空物	道路	除雪作業中に、バックホウ(0.8m3級)のアームが電柱の引張線(高さ約6m)に接触したのに気がつかず旋回したため電柱を破損させた。 公衆災害 電柱破損(公衆影響なし)	<ul style="list-style-type: none"> ・除雪作業内に架空線があるにもかかわらず、目印等の注意喚起の対策が実施されていなかったこと。 ・監視員の配置がなかったこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・作業員全員による当日の除排雪区間の架空線の位置確認を実施する。 ・各架空線直下への注意喚起(雪上に赤スプレーマーキング)を実施する。 ・架空線及び支線周辺でのバックホウ作業の際における見張り員の配置を徹底する。

令和5年度 県の建設工事等に伴う事故発生状況一覧表 (令和6年3月末現在)